

よくあるご質問「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」

(基本的事項)

Q1 「育児休業取得率100%」と「1箇月以上の育休取得」の定義を教えてください。

A1 「育児休業取得率 100%」とは、育児休業の対象となる労働者全員が、育児休業(産後パパ育休を含む。)を1日以上取得することをいいます。

「1箇月以上の育休取得」とは、育児休業の対象となる労働者が、1日以上育児休業(分割取得する場合を含む。)及び育児休暇等により、1箇月以上の休暇を取得することをいいます。なお、育児休暇等には、年次有給休暇も含まれます。

Q2 本社が山口県にないのですが、「やまぐち“とも×いく”応援企業」になれますか。

A2 県内に事業所を有する事業者であれば、県外に本社を有する事業者も「やまぐち“とも×いく”応援企業」になることができます。なお、県内事業所が複数あるときは、県内事業所を統括する事業所が代表して提出するとともに、県内事業所の一覧を添付してください。

(目標設定)

Q3 「育児休業取得率100%」及び「1 箇月以上の育休取得」の目標を設定し、達成できなかった場合、登録が抹消されますか。

A3 登録企業になる要件は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定し、当該計画において、『「育児休業取得率100%」及び「1 箇月以上の育休取得」について推奨する』ことを規定することであり、その実績に応じた登録抹消はありません。ただし、この2つの目標の達成に向け、男性、女性ともに希望どおり、育児休業を取得することを推奨し、働きやすい職場環境づくりに努めてください。

また、この目標設定は、従業員の育児休業取得を強制するものではありません。育児休業取得については、従業員の希望を一番に尊重してください。

Q4 社内に「配偶者が出産した男性労働者」がいないのですが、行動計画の策定に当たって、男性労働者の育児休業取得率に関する状況の把握や数値目標の設定はどのように行えばよいですか。

A4 次世代育成支援対策推進法の改正に伴い令和7年4月1日より、常時雇用する労働者数 101 人以上の企業は、一般事業主行動計画を策定・変更する際に、育児休業等の取得状況(※1)、労働時間の状況(※2)を把握するとともに、育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付けられています。

そのため、直近の「事業年度」において「配偶者が出産した男性労働者」がいない場合も、当該策定・変更する前の一般事業主行動計画期間など、直近の「事業年度」より前の状況を把握・分析することが考えられます。

また、それまでに一般事業主行動計画を策定していた一般事業主については、直近の「計画期間」におけるこれらの状況を把握することが望ましいです。

(※1) 男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の状況

(※2) フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間(高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあつては、健康管理時間)の状況

Q5 とも×いく応援企業にも登録し、くるみん認定も目指しています。留意することはありますか。

A5 くるみん認定の認定基準の一つに「策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと」があり、実現可能性の低い目標を定めてしまうと、この認定基準を満たすことが難しくなります。例えば『育児休業取得率 100%とし、1 箇月以上の育休取得を 100%とする』という目標を規定した場合、「やまぐち“とも×いく”応援企業」にはなれませんが、目標を達成しなければくるみん認定は受けられませんので、ご留意してください。

そのため、県 HP 掲載の「モデル計画」のように、実現可能性の高い目標を規定することをおすすめします。

(届出手続)

Q6 届出の流れを教えてください。

A6 「育児休業取得率 100%」及び「1箇月以上の育休取得」について推奨することを規定した次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「やまぐち”とも×いく”応援企業届出書」、「都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定届の写し」、「一般事業主行動計画の写し」の3点を提出してください。

※県内に本社がある企業の場合は、山口労働局に「一般事業主行動計画策定届」を提出する際に、併せて、県あての応援企業届出書を労働局窓口に提出することで、県への提出は不要になります。

Q7 プラチナくるみん認定を受けています。一般事業主行動計画の策定義務がないのですが、どのように届け出ればよいですか。

A7 プラチナくるみん認定企業は、「やまぐち”とも×いく”応援企業届出書」、「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」の2点を提出してください。

「育児休業取得率 100%」及び「1箇月以上の育休取得」を推奨することは、届出書の記入欄にて、確認させていただきます。

(更新手続)

Q8 一般事業主行動計画の期間が終了しました。どのような手続きが必要ですか。

A8 新しい一般事業主行動計画を策定する必要がありますので、Q6の手続きを行ってください。なお、更新時は、「やまぐち”とも×いく”応援企業届出書」に代わり、「更新時の様式」をご使用ください。

(変更手続)

Q9 県に届け出ていた情報が変更になりました。どうすればよいですか。

A9 下記の事項を変更したときは、「やまぐち“とも×いく”応援企業変更届出書」及び**変更事項を証する書類**(登記事項証明書、一般事業主行動計画の写し等)をご提出ください。

- (1) 主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 県内事業所の所在地及び名称(主たる事務所が県外にある場合)
- (3) 一般事業主行動計画の内容

(子育て・イクメン応援企業の取扱い)

Q10 現在やまぐち子育て応援企業、やまぐちイクメン応援企業になっています。今後はどうなりますか。

A10 やまぐち子育て応援企業宣言制度については、令和9年3月31日をもって終了することとしており、令和6年3月以降は、各種届出(新規、更新、変更)の受付は行っていません。

また、やまぐちイクメン応援企業宣言制度については、令和6年3月31日をもって終了しています。

今後は、「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」への登録をご検討ください。

以上